

平成23年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

# 商標法における認証・証明マークの保護の 在り方に関する調査研究報告書

平成24年2月

一般財団法人 知的財産研究所

(x iii) 許諾によりマークを使用する者の使用によって、登録商標の不使用取消しが免れるか

明確な規定はない。ただし、以下の規定から推測して、不使用取消しを免れることができると解される<sup>167</sup>。

- ・登録商標を使用する者が登録商標を継続して3年間使用していない場合、取り消される<sup>168</sup>。
- ・商標の使用の証拠資料とは、商標登録人が他人に登録商標の使用を許諾する場合の証拠資料を含む<sup>169</sup>。

(x iv) 出願料、更新料について<sup>170</sup>

・証明商標の区分

通常の商標と同じであり特別な扱いはない。

・証明商標の出願料

1 出願 1 区分につき 3,000 元 (参考: 通常の商標 1 出願 1 区分につき 1,000 元)  
(また、日本と異なり 1 商標 1 出願 1 区分制である)

・更新料

1 出願 1 区分につき 2,000 元 (証明商標と通常の商標との間に料金差はない)

(5) 韓国

(i) 定義

商標法第2条では、証明標章と地理的表示証明標章を以下のとおり定義している<sup>171</sup>。

「証明標章」とは、商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性の証明を業とする者において、商品の生産・製造・加工若しくは販売を業にする者の商品、又はサービス業を営む者のサービス業が規定された品質、原産地、生産方法、その他特性を満

---

実施条例第6条第2項にいう「当該地理的表示を正当に使用」とは、当該地理的表示の地名を正当に使用することである。

・管理弁法第20条：証明商標の登録権者は、自分が提供する商品について当該証明商標を使用してはならない。

<sup>167</sup> 資料編 II P235

<sup>168</sup> 商標法第44条

<sup>169</sup> 実施条例第39条

<sup>170</sup> 資料編 II P236

<sup>171</sup> 以下条文は2011年12月2日公布された改正商標法のJETRO仮訳に基づく。正確を期すためには原文を参照のこと。

たすことを証明するのに使用するための標章をいう<sup>172</sup>。

「地理的表示証明標章」とは、商品の品質、原産地、生産方法、その他特性の証明を業にする者において、商品の生産・製造又は加工を業にする者の商品が規定された地理的特性を満たすことを証明するために使用する地理的表示がある証明標章をいう<sup>173</sup>。

## (ii) 主体要件

出願人たる主体要件については、以下のとおり規定している<sup>174</sup>。

・商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性を業として証明し管理することができる者は、商品の生産・製造・加工若しくは販売を業とする者又はサービス業を営む者において、当該業に関する商品又はサービス業が規定された品質、原産地、生産方法、その他特性を満たすことを証明するのに使用するために、証明標章の登録を受けることができる。ただし、自己の業に関する商品又はサービス業に使用しようとする場合には、証明標章の登録を受けることができない。

・第1項の規定にもかかわらず、商標・サービス票・団体標章・業務標章登録出願人又は商標・サービス票・団体標章・業務標章登録を受けた者は、その出願商標・サービス票・団体標章・業務標章又は登録商標・サービス表・団体標章・業務標章と同一又は類似した標章を、その指定商品・サービス業と同一又は類似した商品・サービス業に対し、証明標章の登録を受けることができない。

・証明標章登録出願人又は証明標章の登録を受けた者は、その証明標章と同一又は類似した標章を、その指定商品・サービス業と同一又は類似した商品・サービス業に対し、商標・サービス票・団体標章・業務標章登録を受けることができない。

## (iii) 提出書類

証明標章登録出願時に以下の書類を提出する<sup>175</sup>。

- ・商標法第9条第1項各号の事項
- ・大統領令で定める証明標章の使用に関する事項を定めた書類（法人の場合には「定款」をいい、法人ではない場合には「規約」をいう）
- ・証明しようとする商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性を証明して管理することができることを立証する書類<sup>176</sup>。

<sup>172</sup> 改正商標法第2条第1項第4号

<sup>173</sup> 改正商標法第2条第1項第4の2号

<sup>174</sup> 改正商標法第3条の3第1項から第3項

<sup>175</sup> 改正商標法第9条第5項

<sup>176</sup> 改正商標法第9条第5項

#### (iv) 使用規則の記載項目

証明標章の使用規則には、以下の項目を記載する<sup>177</sup>。

- ・商標法第9条第1項各号の事項<sup>178</sup>
- ・大統領令で定める証明標章の使用に関する事項を定めた書類（法人の場合には「定款」をいい、法人ではない場合には「規約」をいう）であって、具体的には以下の事項<sup>179</sup>。
  - －証明しようとする商品またはサービス業の品質、原産地、生産方法、若しくはその他の特性（以下『品質等』とする）に関する事項
  - －証明標章の使用条件に関する事項
  - －証明標章の使用条件の規定を違反した者に対する制裁に関する事項
  - －その他に証明標章の使用に必要な事項
- ・証明しようとする商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性を証明して管理することができることを立証する書類であって、具体的には以下の事項<sup>180</sup>。
  - －証明しようとする商品またはサービス業の品質等に対する試験・検事の基準、手続及び方法等に関する事項
  - －証明しようとする商品またはサービス業の品質等を証明して管理するために必要な専門設備、専門人材等に関する事項
  - －証明標章使用者に対する管理・監督等に関する事項
  - －その他に証明しようとする商品またはサービス業の品質等を証明して管理ができることを客観的に立証することができる事項

#### (v) 審査

以下の事項が審査される<sup>181</sup>。

- ・地理的表示証明標章等の定義との合致
- ・証明標章の使用に関する事項の記載要件を満たしていること
- ・出願人の主体要件（管理能力、自ら使用しないこと）を満たしていること
- ・証明標章を使用できる者に対して正当な理由なく定款や規約で使用を許諾しないことは

---

<sup>177</sup> 改正商標法第9条第5項

<sup>178</sup> 1. 出願人の氏名及び住所（法人の場合には、その名称及び営業所の所在地）

2. 出願人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地（代理人が特許法人である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名

3. 商標

4. 指定商品及びその類区分

5. 第20条第3項に規定された事項（優先権を主張しようとする場合に限り記載する。）

6. <削除 2001. 2. 3>

7. その他知識財産部令で定める事項

<sup>179</sup> 改正商標法施行令第1条の5

<sup>180</sup> 改正商標法施行令第1条の5

<sup>181</sup> 改正商標法第23条第1項第4～8号

ないか

(vi) 使用規則の審査

以下の事項が審査で見つかり、拒絶理由が通知される<sup>182</sup>。

- ・定款若しくは規約に、大統領令で定める証明標章の使用に関する事項の全部又は一部を記載していない場合。
- ・証明標章出願において、その証明標章を使用することができる商品を生産・製造・加工若しくは販売することを業として営む者若しくはサービス業を営む者に対し、正当な事由がないにもかかわらず定款若しくは規約により使用を承諾していない場合、又は定款若しくは規約に満たし難い使用条件を規定する等実質的に使用を承諾していない場合

(vii) 使用規則の公開

出願公告として次の事項が商標公報に掲載される<sup>183</sup>。

- ・定款または規約の要約書

(viii) 関係省庁への照会

特許庁長は、証明標章登録出願の審査と関連して次の各号の事項に対し、関係行政機関、商品またはサービス業に関する知識と経験が豊かな者の意見を聞くことができ、必要な場合には、資料提出等の協力を要請することができる<sup>184</sup>。

- ・証明しようとする商品またはサービス業の品質等に関する事項
- ・証明標章登録出願人が該当の商品またはサービス業の品質等を証明して管理することができる能力を備えているかに関する事項
- ・その他に証明標章登録の要件に関する事項

(参考)

農産物、林産物、水産物等の地理的表示については、農業振興庁、山林庁、農林部に意見を求める<sup>185</sup>。

特許庁長は、農産物品質管理法または「農産物品質管理法」若しくは「水産物品質管理法」による地理的表示登録対象品目に対して地理的表示団体標章が出願された場合、地理

<sup>182</sup> 改正商標法第23条第1項第6号及び第8号

<sup>183</sup> 改正商標法第89条、改正商標法施行令第3条

<sup>184</sup> 改正商標法施行令第1条の6

<sup>185</sup> 22年度報告書：資料編IV-8 P572

的表示の該当可否に関して農林水産食品部長官の意見を聞かなければならない<sup>186</sup>。

(ix) 権利の効力

通常の商標権と同じである<sup>187</sup>。

地理的表示証明標章については、商標法第 51 条第 2 項の商標権の効力が及ばない範囲が適用される<sup>188</sup>。

なお、改正商標法第 2 条第 4 項により、地理的表示証明標章に関しては、この法で特別に規定する場合を除き、地理的表示団体標章に関する規定が適用される。

(ix-1) 許諾によりマークを使用する者が損害賠償訴訟を提起できるか

明確な規定はない<sup>189</sup>。

(ix-2) 権利者が提起した損害賠償訴訟において、許諾によりマークを使用する者の損害が勘案されるか

明確な規定はない<sup>190</sup>。

(ix-3) 通常使用権と許諾によりマークを使用する者の権利との差

明確な規定はない。

---

<sup>186</sup> 改正商標法第 22 条の 2 第 3 項

<sup>187</sup> 改正商標法第 50 条、第 51 条第 1 項、22 年度報告書：資料編 IV-8 P574

<sup>188</sup> 商標法第 51 条第 2 項

地理的表示証明商標権は次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その効力が及ばない。

①自己の氏名・名称又は商号・肖像・署名・印章又は著名な雅号・芸名・筆名とこれらの著名な略称を普通に表示する方法で表示する商標。ただし、商標権の設定登録があった後に不正競争の目的でその商標を使用する場合には、この限りでない。

登録商標の指定商品と同一又は類似の商品の普通名称・産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状(包装の形状を含む)・価格又は生産方法・加工方法・使用方法及び時期を普通に表示する方法で表示する商標(産地に該当する場合を除く)。

登録商標の指定商品又はその指定商品の包装の機能を確保するのに不可欠な形状、色彩、色彩の組合せ、音又はにおいからなつた商標。

②地理的表示登録団体標章の指定商品と同一又は同一と認識されている商品に対して慣用する商標

③地理的表示登録団体標章の指定商品と同一又は同一と認識されている商品に使用する地理的表示で、当該地域でその商品を生産・製造又は加工することを業として営為する者が使用する地理的表示または同音異義語地理的表示

④先出願による登録商標が地理的表示登録団体標章と同一又は類似の地理的表示を含んでいる場合に、商標権者・専用使用権者又は通常使用権者が指定商品に使用する登録商標

<sup>189</sup> 22 年度報告書：資料編IV-8 P578

<sup>190</sup> 22 年度報告書：資料編IV-8 P578

## (x) 第三者の正当な使用

地理的表示証明標章については、商標法第 51 条第 2 項の商標権の効力が及ばない範囲が適用される<sup>191</sup>。

### (x i) 商標権者自身の使用

商標権者が自己の業に関する商品又はサービス業に使用しようとする場合には、証明標章の登録を受けることができない<sup>192</sup>。

また、証明標章権者が自らの商品・役務に使用した場合は、登録取消しの請求ができる<sup>193</sup>。

### (x ii) 商標権者の管理義務違反への制裁

登録証明標章が、以下のいずれかに該当するときは、何人もその取消しを請求することができる<sup>194</sup>。

<sup>191</sup> 商標法第 51 条第 2 項、22 年度報告書：資料編IV-8 P574

<sup>192</sup> 改正商標法第 3 条の 3

① 商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性を業として証明し管理することができる者は、商品の生産・製造・加工若しくは販売を業とする者又はサービス業を営む者において、当該業に関する商品又はサービス業が規定された品質、原産地、生産方法、その他特性を満たすことを証明するために、証明標章の登録を受けることができる。ただし、自己の業に関する商品又はサービス業に使用しようとする場合には、証明標章の登録を受けることができない。

② 第 1 項の規定にもかかわらず、商標・サービス票・団体標章・業務標章登録出願人又は商標・サービス票・団体標章・業務標章登録を受けた者は、その出願商標・サービス票・団体標章・業務標章又は登録商標・サービス票・団体標章・業務標章と同一又は類似した標章を、その指定商品・サービス業と同一又は類似した商品・サービス業に対し、証明標章の登録を受けることができない。

③ 証明標章登録出願人又は証明標章の登録を受けた者は、その証明標章と同一又は類似した標章を、その指定商品・サービス業と同一又は類似した商品・サービス業に対し、商標・サービス票・団体標章・業務標章登録を受けることができない。

<sup>193</sup> 改正商標法 73 条 1 項 13 号ロ

<sup>194</sup> 改正商標法第 73 条第 1 項第 13 号

登録商標が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その商標登録の取消審判を請求することができる。  
(第 1 号～第 12 号略)

13. 証明標章において次の各目のいずれか一つに該当する場合。

イ. 証明標章権者が第 9 条第 5 項により提出された定款又は規約に違反して証明標章の使用を承諾した場合

ロ. 証明標章権者が第 3 条の 3 第 1 項ただし書に違反して証明標章を自分の商品又はサービス業に対して使用した場合

ハ. 証明標章の使用の承諾を受けた者が定款又は規約に違反して他人に使用させた場合、又は使用の承諾を受けた者が定款又は規約に違反して証明標章を使用することで、需要者に商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他の特性に関して誤認を生じさせた場合。ただし、証明標章権者が使用の承諾を受けた者に対する監督に相当な注意を行った場合には、この限りではない。

ニ. 証明標章権者から使用の承諾を受けていない第 3 者が証明標章を使用することで、需要者に商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法やその他の商品の特性に関して誤認を生じさせたにもかかわらず、証明標章権者が故意に相当な措置を取らない場合

ホ. 証明標章権者が当該証明標章を使用することができる商品を生産、製造、加工若しくは販売することを業とする者又はサービス業を営む者に対し、正当な事由なしに定款若しくは規約により使用を承諾していない場合、又は定款若しくは規約に満たし難い使用条件を規定する等、実質的に使用を承諾していない場合。

- ・ 証明標章権者が、提出された定款又は規約に違反して証明標章の使用を承諾した場合
- ・ 証明標章権者が、証明標章を自分の商品又はサービス業に対して使用した場合
- ・ 証明標章の使用の承諾を受けた者が定款又は規約に違反して他人に使用させた場合
- ・ 使用の承諾を受けた者が定款又は規約に違反して証明標章を使用することで、需要者に商品の品質等に関して誤認を生じさせた場合
- ・ 証明標章権者から使用の承諾を受けていない第三者が証明標章を使用することで、需要者に商品の品質等に関して誤認を生じさせたにもかかわらず、証明標章権者が故意に相当な措置を取らない場合
- ・ 証明標章権者が当該証明標章を使用することができる商品を生産等する者に対し、正当な事由なしに定款若しくは規約により使用を承諾していない場合
- ・ 証明標章権者が当該証明標章を使用することができる商品を生産等する者に対し、定款若しくは規約に満たし難い使用条件を規定する等、実質的に使用を承諾していない場合

(x iii) 許諾によりマークを使用する者の使用によって、登録商標の不使用取消しが免れるか

明確な規定はない。証明標章を許諾によりマークを使用する者が使用することを予定していることから、免れることができると解される。

(x iv) 出願料、更新料について

通常の商標と証明標章との差はなく、以下のとおりである<sup>195</sup>。

- ・ 出願料
  - 1 区分につき 56,000 ウォン
- ・ 登録料
  - 1 区分につき 211,000 ウォン
- ・ 更新登録料
  - 1 区分につき 310,000 ウォン

<sup>195</sup> 特許料などの徴収規則第5条第1項第1号、第2項第1号、第2項第3号



(6) 諸外国の制度一覧表

項	項目	米 国	英 国	豪 州	中 国	韓 国
1	定義	「証明標章」という用語は、語、名称、記号若しくは図形又はその結合であつて、次の条件に該当するものを意味する。 (1) その所有者以外の者によって使用されているか、又は (2) それを、その所有者が所有者以外の者に取引上使用させる顕著な意図を有しており、かつ、この章によって設定された主登録簿への登録を出願するものであつて その目的が当該人の商品若しくはサービスに関する地域的若しくはその他の他の出所、材料、製造方法、品質、精度若しくはその他の特徴を、又はその商品若しくはサービスについて作業若しくは労働が組合若しくはその他の組織の構成員によって行われたことを証明することにあり得るもの	証明標章とは、当該標章が使用されている商品又はサービスについて、その原産地、原材料、製造方法若しくは提供方法、品質、精度又はその他の特徴が標章の所有者によって証明されていることを表示する標章をいう。	「証明標章」とは、次の商品又はサービス、すなわち、 (a) 業として取引又は提供され、かつ (b) ある者（「証明標章の所有者」）又はその者（「承認された地の者」）が、(商品の場合) 又は（サービスの場合）製造方法若しくは品質、精度又はその他の特徴が標章の所有者によって証明されていることを表示する標章をいう。	証明標章とは、特定の商品又はサービスに対し監督能力を有する組織が管理しており、当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又はサービスについて使用し、当該商品又はサービスの原産地、原料、製造方法、品質又はその他の特定の品質を証明するための標章をいう。	「証明標章」とは、商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性の証明を業とする者において、商品の生産、製造、加工若しくは販売を業とする者、商品又はサービス業を営む者のサービス業が規定された品質、原産地、生産方法、その他特性を満たすことを証明するために使用する他の標章をいう。 「地理的表示証明標章」とは、商品の品質、原産地、生産方法、その他特性の証明を業とする者において、商品の生産、製造又は加工を業とする者の商品が規定された地理的特徴を満たすことを証明するために使用する地理的表示がある証明標章をいう。
2	主体要件	・証明に責任を有する証明標章の所有者であること ・通常は政府機関又は政府の許可を受けて設置されている機関 ・組合も主体となり得る	法人格 (legal personality) を有すること以外制約なし。通常は特定分野の標準を監視・維持する機関。	・証明標章の権利者であること主張している者は誰でも出願できる ・個人、中小企業、政府機関、公益団体も可能 ・法人格必要	法により設立された組織であること ・特定の商品の品質を監督する能力を備えていること	商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性を業として証明し管理することができる者
3	提出書類	・商標の証明する特性等の説明 ・使用規則の写し ・適法な管理者であること的主張 ・証明標章が出願人の認証の下で、最初に使用した日の特定 ・出願人自身は証明標章を使用していない旨の説明	証明標章の使用を管理する規約。 ・商標の使用を許可された者 ・標準により証明されるべき特徴 ・認証機関が当該特徴を試験する方法及び標準の使用を管理する方法 ・手数料 ・紛争を解決するための手続	証明標章の使用を規制する規約の写し。	出願人の主体資格証明 ・出願人の監督・検査能力を証明する資料 ・地域の人民政府等が登録出願権及び監督管理権を付与した文書 ・証明標章の使用管理規則	・大統領令で定める証明標章の使用に関する事項を定めた書類(定款、規約) ・証明しようとする商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性を証明して管理することができることを立証する書類
4	使用規則の記載項目	使用規則の記載項目について、法令、TMEP (1306.06) では明確に規定していない。	・標準の使用を許可された者 ・標準により証明されるべき特徴 ・認証機関が当該特徴を試験する方法及び標準の使用を管理する方法 ・手数料 ・紛争を解決するための手続	・商品・サービスが満たさなければならない要件 ・商品・サービスが証明要件を満たしているかを決定するための手続 ・商品・サービスが証明要件を満たしているか否かを評価する承認証明者になるための特性証明標章の使用に関する要件 ・紛争解決手続 ・ACCCが要求するその他の事項	・証明商標を使用する目的 ・商品の特定の品質 ・証明商標を使用するための条件 ・証明商標を使用するための手続 ・証明商標を使用する権利、義務 ・使用規則に違反した場合の制裁 ・商標権者の検査監督制度	・大統領令で定める証明標章の使用に関する事項を定めた書類(定款、規約) ・証明しようとする商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性を証明して管理することができることを立証する書類
5	審査	・原則的に通常の商標の登録要件と同じであるが、更に地理的表示からなる標準を証明標章として登録する場合には、記述的標準であることを理由とした拒絶の対象とならず、セカンダリー・ミーニングを有していることは要求されない。 ・提出書類の形式審査を行う。	・使用管理規約が所定の条件を満たしていること ・公序良俗に違反していないこと ・出願人が、標準が登録されるべき商品又はサービスを証明することができること ・所有者が標準を執行していないこと ・標準の特徴又は意味について公衆が誤認するおそれがないこと、特に、証明標章以外のものと誤認するおそれがないこと	① 登録官は、所定の書類をACCCに送付する。 ② 委員会 (ACCC) が、承認証明者としての適格性と使用規則を審査する。 ③ 登録官は、証明に関する「識別力」を審査する。	・出願人の主体資格 ・出願人の監督能力 ・使用管理規則の審査 ・(外国出願人の場合の) 本国における法的保護	・地理的表示証明標章等の定義との合致 ・証明標章の使用に関する事項の記載要件を満たしていること ・出願人の主体要件 (管理能力、自ら使用しないこと) を満たしていること ・証明標章を使用できる者に対して正当な理由なく定款や規約で使用を許していないことではないか

項	項目	米国	英国	臺灣	中国	韓国
6	使用規則の審査	審査官は、提出された使用規則の適否については審査しない。	使用規則について、形式要件の具備、公序良俗に関して審査を行う。	ACCCが使用規則を審査する。	審査基準に合った証明資料を提出すれば、認定されるといえる。	・定款若しくは規約に証明標章の使用に関する事項を記載しているか。 ・商品を生産等すること業者として権利者に対し、正当な事由がないにもかかわらず定款若しくは規約により使用を拒否していないか。 ・定款若しくは規約に満たし難い使用条件を規定する等、実質的に使用を承諾していないか。
7	使用規則の公開	使用規則の写しは、公報に要旨が掲載される。出願ファイル及びこれに含まれる書類はすべて、USPTOのウェブサイトで公衆の閲覧に供される。	使用規則は公告される。	証明標章の使用を規制する規約は、公表される。	証明商標の公告内容には、使用管理規則の前文又は要約が含まれる。	定款または規約の要約書
8	関係省庁への照会	審査官が証明標章出願の審査にあたって関係省庁の意見を求めることはない。	審査官が証明標章の出願手続において、標章に係る商品・サービスを実施し又はこれに関連する者に対して、専門的知見を求めることはない。	登録官は、規則に従って、出願に関連する所定の書類を委員会 (ACCC) に送付する。委員会 (ACCC) は、第174条に基づいて、受領した出願及び書類を、規則に従って検討する。	農産物の地理的表示については、農業部 (地理的表示技術審査機構) の意見を求め、かつ、農業部が書面により意見を提出する。	特許庁長は、関係行政機関、商品またはサービス業に関する知識と経験が豊かな者の意見を聞くことができ、必要な場合には、資料提出等の協力を要請することができる。
9	権利の効力 ※下記の項 10.11.12も参照)	通常の商標権と同じ。 証明標章に係る損害賠償については、商標権侵害に係る損害賠償以外の特別な法規定は定められていない。	通常の商標と同じ。	原則、通常の商標権と同じ。	原則、通常の商標権と同じ。 刑事責任を追究される場合がある。	通常の商標権と同じ。 地理的表示証明標章については、51条2項の商標権の効力が及ばない範囲が適用される。(商標法第2条第4項により、地理的表示証明標章に関しては、この法で特別に規定する場合を除き、地理的表示団体標章に関する規定が適用される。)
10	許諾によりマークを使用する者が損害賠償訴訟を提起できるか	明確な規定はない。 証明を受ける当事者は秘密に証明標章の所有者又は登録者ではないため、ランサム法第32条によりは登録者ではないため、ランサム法第32条に記しているのに対し、商標法第12(証明標章)には、そのような規定がないため、1提起できない可能性がある。	商標法第11(団体標章)において、一定の条件下で、訴訟手続きができる旨の規定が明記しているのに対し、商標法第12(証明標章)には、そのような規定がないため、1提起できない可能性がある。	26条によれば一定の条件下、使用権者 (authorized user) は侵害訴訟を提起できる。一方、172条によれば、証明商標の使用権 (approved user) が侵害権を使用する権利を有する事を規定するが、26条に規定する侵害訴訟を提起できるか明確に規定していない。	提起できない 明確な規定なし。	明確な規定なし。
11	権利者が提起した損害賠償訴訟において、許諾によりマークを使用する者の損害が罰金されるか	罰金されない。 証明標章の所有者は商品に標章を使用することはできないため、逸失利益の損害賠償を請求するために商品に立証することは不可能である。	罰金されない。	明確な規定なし。	商標使用の排他権を侵害する賠償額は、被害者が侵害された期間中に侵害によって被った損害とする。(この被害者) に許諾によりマークを使用する者が含まれるかは、明確に規定されていない。)	明確な規定なし。
12	通常使用権と許諾によるマークを使用する者の権利との差	以下の規定以外に明確に規定されていない。 証明標章が登録されたときは、商標に關してこの章に定められる保護を受ける権原を有する。	許諾によるマークを使用する者が当該証明商標を使用する権利を有することのみ規定 (第172条)。一方、通常使用権に關しては、第26条に規定。	・証明商標の登録者が他人にその商標の使用を許諾する場合、登録者は、1年以内に商標局に登録し、商標局はこれを公告する。 ・証明商標を使用する場合、登録者は、登録者により「証明商標使用証」を発行する。	・証明商標の登録者が他人にその商標の使用を許諾する場合、登録者は、1年以内に商標局に登録し、商標局はこれを公告する。 ・証明商標を使用する場合、登録者は、登録者により「証明商標使用証」を発行する。	明確な規定なし。

項	項目	米国	英国	臺灣	中国	韓国	
13	第三者の正当な使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ descriptive fair use doctrines(商標としてではない、記述的な表示としての使用)</li> <li>・ この原則によれば、商品、サービス又は地理的産地を表示する目的で、記述的名称、地域の記述的名称又は個人名称を商標以外で利用することは常に認められる。</li> </ul>	<p>所有者は、工業上又は商業上の公正な慣行に従った(特に地理的名称を使用する権限を有する者による)標識又は表示の使用を禁止する権限を有さない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何人も善意で、商品、サービスの原産地又はその他の特徴を表示する標識を使用する場合は、登録商標を侵害しない。</li> <li>・ 何人も善意で、自己の名称又は自己の営業所の名称に標識を使用する場合は、登録商標を侵害しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商品の地理的表示を含む商標が、その商品が表示された地域の原産ではなく、公衆に誤認させるときは、登録を拒絶し、その使用を禁止する。ただし、既に善意によって登録した商標は引き続き有効である。</li> <li>・ 他人の証明商標として登録されたワイン等の地理的表示を使用し、当該地理的表示に裏付けされた地域に由来しないワイン等を表記する場合であつて、商品の本当の出所を同時に表記した場合でも、商標法第16条の規定を適用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地理的表示証明商標は、商標権の効力が及ばない範囲が適用される。</li> </ul>	
14	商標権者自身の使用	<p>証明商標は、所有者が証明に係る商品又はサービスとの係合を含む営業を行っている場合は、登録されない。</p>	<p>証明商標は、(通常商標の取消事由に加え、)以下の理由に基づき、取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商標権者が営業を開始した場合。</li> <li>・ 商標権者による標章の使用の態様が、標章の特徴又は意味について公衆を誤認させるおそれがあるものになった場合。</li> <li>・ 商標権者が使用管理規約を遵守しなくなった、又は遵守を確保することができなくなった場合。</li> <li>・ 修正規約が所定の又は公の秩序又は否認された道徳原理に反するものとなった場合。</li> <li>・ 商標権者が証明資格を失った場合。</li> </ul>	<p>登録所有者は、証明商標の使用を規制する規約に従っている場合に限り、その証明商標を使用することができる。</p>	<p>登録所有者は、自己が提供する商品について当該証明商標を使用してはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己の営業に関する商品・役務に使用しようとする場合には、証明商標の登録を受けることができない。</li> <li>・ 証明商標権者が自らの商品・役務に使用した場合は、登録取消しの請求ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己の営業に関する商品・役務に使用しようとする場合には、証明商標の登録を受けることができない。</li> <li>・ 証明商標権者が自らの商品・役務に使用した場合は、登録取消しの請求ができる。</li> </ul>
15	商標権者の管理義務違反への罰則	<p>登録証明商標が、以下のいずれかに該当するときは、何人もその取消しを請求することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利者が当該商標の管理をしていない又は管理できない場合</li> <li>・ 権利者が自ら当該商品・サービスの生産・販売に従事している場合</li> <li>・ 商標権者が証明以外の目的で使用を許可した場合</li> </ul>	<p>証明商標は、(通常商標の取消事由に加え、)以下の理由に基づき、取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商標権者が営業を開始した場合。</li> <li>・ 商標権者による標章の使用の態様が、標章の特徴又は意味について公衆を誤認させるおそれがあるものになった場合。</li> <li>・ 商標権者が使用管理規約を遵守しなくなった、又は遵守を確保することができなくなった場合。</li> <li>・ 修正規約が所定の又は公の秩序又は否認された道徳原理に反するものとなった場合。</li> <li>・ 商標権者が証明資格を失った場合。</li> </ul>	<p>所定の裁判所は、証明商標に関する第8部第2節(裁判所による処置)に基づき、補償に加え、被害者から申請があつたときは、次の理由に基づき、証明商標の登録を取り消すこと又は証明商標に罰則を課すこと又は証明商標を不正に使用したことを証明し、罰則を課すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商標権者又は承認証明者が証明権限を失っている場合</li> <li>・ 使用規則が公衆に有害な場合</li> <li>・ 商標権者又は承認証明者が使用規則に従わない場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録権者は、当該商標の使用を有効に管理せずに当該商標が使用された商品が使用管理規則の要件に達せず、消費者に対し損害を与えた場合は、違法所得の3倍以下の過料に処す。</li> <li>・ 実施条例第6条、管理弁法第14条、第15条、第17条、第18条、第20条の規定に違反する場合、工商行政管理部门は期限を定めその是正を命ずることができる。是正命令を拒絶した場合、違法所得の三倍以下の罰金を科料に処す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証明商標権者が規約等に違反して他人に使用させた場合</li> <li>・ 証明商標権者が証明商標を自らの商品等に使用させた場合</li> <li>・ 使用者が規約等に違反した使用で、需要者に商品の品質等の誤認を生じさせた場合</li> <li>・ 第三者の使用により需要者に商品品質等の誤認を生じさせたにもかかわらず、証明商標権者が故意に相応な措置を取らない場合</li> <li>・ 証明商標権者が正当な事由なしに使用を承諾しない場合</li> <li>・ 規約等に満たし難い使用条件を規定する等実質的に使用を承諾しない場合。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証明商標権者が規約等に違反して他人に使用させた場合</li> <li>・ 証明商標権者が証明商標を自らの商品等に使用させた場合</li> <li>・ 使用者が規約等に違反した使用で、需要者に商品の品質等の誤認を生じさせた場合</li> <li>・ 第三者の使用により需要者に商品品質等の誤認を生じさせたにもかかわらず、証明商標権者が故意に相応な措置を取らない場合</li> <li>・ 証明商標権者が正当な事由なしに使用を承諾しない場合</li> <li>・ 規約等に満たし難い使用条件を規定する等実質的に使用を承諾しない場合。</li> </ul>
16	許諾によるマークを使用する者の使用によって、登録商標の不使用取消しを免れるか	<p>明確な規定はなし。</p> <p>許諾により証明商標を使用する者が使用することによって、登録商標の不使用取消しを免れることができる。</p>	<p>免れる。</p>	<p>明確な規定はなし。ただし、以下の規定から推測して免れることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録商標を使用する者が登録商標を継続して3年間使用していない場合、取り消される。</li> <li>・ 商標の使用の証拠資料とは、商標登録人が他人に登録商標の使用を許諾する場合の証拠資料を含む。</li> </ul>	<p>明確な規定はなし。証明商標を許諾によりマークを使用する者が使用することを予定していることから、免れることができる。</p>	<p>明確な規定はなし。証明商標を許諾によりマークを使用する者が使用することを予定していることから、免れることができる。</p>	

項目	米国	英国	豪州	中国	韓国
17 商標登録の例 ULマーク(商品 認証)	登録番号0782589(証明商標)区分A	登録番号1177428(証明商標) Class 01, 02, 06, 07, 08, 09, 10, 11, 12, 14, 16, 17, 19, 21	登録番号235819(証明商標) Class: 7, 9, 10, 11, 17, 19, 20	1219957(証明)2類、1219956(証明)7類、 7276039(証明)9類、1219954(証明)7類、 1219958(証明)8類、1219955(証明)9類、 7276038(証明)9類、1219959(証明)10類、 1219953(通常)11類、1219962(証明)14類、 1219951(証明)16類、7427682(証明)17類、 1219960(証明)19類、1219961(証明)20類、 1219952(証明)28類、3151097(通常)35類、	
18 UL REGISTERD FIRMマーク(マネ ジメントシステム 認証)	登録番号3898432(証明商標)区分B	登録番号2559099(通常商標(証明商標として の出願はWithdrawn)Class 42	登録番号1343044(証明商標)Class: 42	登録番号7282047(証明商標)42類	
19 ウールマーク	登録番号0790140(証明商標)区分A	919701(証明)03類、919700(証明)07類、 565377(通常)09類、859955(証明)18類、 1256704(通常)20類、859956(証明)22類、 859957(証明)23類、859958(証明)24類、 859959(証明)25類、859960(証明)27類、	185841(証明)1類、631142(証明)3類、 631143(証明)7類、185840(証明)10類、 328924(証明)12類、185839(証明)18類、 185838(証明)22類、185837(証明)23類、 185836(証明)24類、185835(証明)25類、 185842(証明)27類、471915(証明)28類、	681974(通常)3類、681951(通常)7類、 4977176(通常)18類、4834174(通常)20類、 181306(通常)23類、181307(通常)24類、 4834180(通常)24類、181308(通常)25類、 181311(通常)27類、	
20 PARMAマーク	登録番号2014627(証明商標) 区分A	登録番号E116201(団体商標)29類 登録番号E2249514(通常商標)35類、42類	登録番号458141(通常商標)29類、 登録番号815585(証明商標)29類、 登録番号1386005(団体商標)29類	3267115(団体商標)29類 G733212(通常商標)29類	
21 出願料、更新料 (法定手数料の み) ★は証明商標特 有	・証明商標の区分は、商品は区分A、サービスは 区分Bと、2つに整理されている。★ ・出願料 紙面による出願：1区分につき\$375 オンラインによる出願：1区分につき\$325 ・更新料 1区分につき\$400	・出願料 Online filing: 最初の1区分170ユーロ Paper filing: 最初の1区分200ユーロ 1区分追加する毎に、50ユーロ追加 使用規則の提出 200ユーロ ★ ・更新料 1区分200ユーロ 1区分追加する毎に、50ユーロ追加	・出願料 Filing online using the Goods and Services pick-list \$120 per class Filing online not using the Goods and Services pick-list \$160 per class Filing a paper application \$180 per class ・登録料 \$250 per class ・更新料 \$300 per class	・証明商標の出願料 1出願1区分につき 3000元★ ・更新料 1出願1区分につき2000元	・出願料 1区分につき 56000ウォン ・登録料 1区分につき211000ウォン ・更新登録料 1区分につき310000ウォン

禁 無 断 転 載

平成 23 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

商標法による認証・証明マークの保護の  
在り方に関する調査研究報告書

平成 24 年 2 月

請負先 一般財団法人 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 11 番地  
精興竹橋共同ビル 5 階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail [support@iip.or.jp](mailto:support@iip.or.jp)